# 法教育推進協議会(第2回)議事録

日 時 平成17年8月24日(水) 午後1時~午後3時15分

場 所 法務省 大会議室

## 午後1時 開会

土井座長 それでは,所定の時刻になりましたので,法教育推進協議会(第2回)を開会させ ていただきます。

まず、最初に本日の配布資料の確認を事務局の方からお願いいたします。

吉村参事官 それでは,配布資料の確認をさせていただきます。資料は1から13までございます。資料1は,法務省・法教育研究会「報告書」に応えてと題します日本司法書士会連合会の書面でございます。

資料2は、同じく日本司法書士会連合会の関係でございますが、第11回日司連市民公開シンポジウム「『生きる力』となる法教育 PART 」開催報告と題する書面でございます。

資料3から5までは,裁判員制度の円滑な実施のための行動計画に関するものでございますが,資料3は,その概要を説明用に簡素化したもの,資料4は,裁判員制度の円滑な実施のための行動計画,資料5は,裁判員制度関係省庁等連絡会議の構成員を記載したものでございます。

資料 6 , 中学校社会科における法教育の内容構成のあり方 静岡大学附属島田中学校の連携に基づく授業研究の取り組み と題する書面でございます。

資料7,筑波大学附属中学校の中学校における法教育の実践資料でございます。

資料8,裁判員教材作成部会の動き(メモ)と題する書面でございます。

資料9,裁判員制度に関する中学校社会科教諭の研修と題する書面でございます。

資料10,千葉大学教育学部「法教育に関する体験的・問題解決的教育プログラムの開発・実践・検証」について、と題する書面でございます。

資料11,法教育推進協議会(第1回)の議事録でございます。

資料12と13は,パンフレット関係でございまして,それぞれ,法教育のパンフレット,司法制度改革に関するパンフレットでございます。

まず,この配布資料について何点か補足説明させていただきますが,まず,皆様にお詫びを申し上げなければならないことがございます。

第1回のこの協議会におきまして,法教育研究会終了後の様々な取組について,関係機関等から御報告いただきましたが,日本司法書士会連合会御提出に係ります本日の配布資料の1と2につきましては,前回配布しなければならないところ,事務局の手違いによりまして配布漏れとなっていたものでございます。高橋委員には深くお詫びを申し上げます。

さて、資料3,4,5でございますが、これにつきましては、その取りまとめに当たりました小林委員から若干の補足説明があると聞いておりますので、小林委員、よろしくお願いいたします。

小林委員 それでは,今月3日に政府が決定いたしました「裁判員制度の円滑な実施のための 行動計画」につきまして,簡単に御説明いたします。

正式なペーパーは資料4でございまして,資料3はその概要を説明用に色刷りにしたもの, 資料5はメンバー表になります。

この行動計画は,平成21年5月までに実施することが予定されている裁判員制度につきまして,これが円滑に実施されますよう内閣に設置された「裁判員制度関係省庁等連絡会

議」において,関係省庁等が重点的に取り組むべき施策を取りまとめたものでございます。 この会議は,私ども内閣官房の司法制度改革推進室が事務局を担当して開催しているという 関係で,私から御説明したいと思います。

この裁判員制度につきましては、皆様御承知のとおり、一般の国民の方々の中から選任された裁判員が重大な犯罪の刑事裁判に参加するというものでございます。原則として6人の裁判員と3人の裁判官が合議体を形成して審理及び判決に当たります。国民が裁判に参加することにより、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する、そういうことによって、司法がより強固な国民的基盤を得るようにすることを目指している制度でございます。

この「裁判員制度の円滑な実施のための行動計画」は、4つの柱から成り立っております。 資料3を御覧いただければわかりますとおり、1が広報啓発活動の推進、2が国民の参加を 容易にする環境の整備、3が法教育の充実、4が人的・物的基盤の整備ということでして、 まさにこの協議会でご検討いただいている「法教育の充実」が大きな柱の1つになっている ということでございます。

資料4の行動計画の7ページ以下に詳細に記載してございますけれども,もちろん,法教育の充実を図ることを目標といたしまして,将来の司法を支える若い世代に対して,特に充実した法教育が行われることが重要だということで,具体的施策といたしましては,裁判員制度を題材とした教材・資料の作成と提供,それから学校等における法教育に対する裁判官,検察官,弁護士の協力,法教育関係者に対する研修等への協力などによりまして,法教育の充実を図ることとされております。

今申し上げましたとおり、「法教育の充実」が4本柱のうちの1つでありまして、非常に 重要な施策の1つと政府としても考えておりまして、この法教育推進協議会には、そういう 意味からも大いに期待をしているところでございます。

今後のことでございますけれども,定期的に関係省庁等連絡会議や,あるいはその下に幹事会がございますが,これらを開催するなどしいたまして,行動計画の実施状況を定期的にフォローアップしていこう,また,必要に応じて行動計画の見直しをしようと考えております。

ともあれ,平成21年5月までの裁判員制度の実施が円滑に行われますよう,最大限の努力をしたいと考えておりますので,皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

吉村参事官 小林委員,ありがとうございました。

資料の説明は以上でございます。

土井座長 ありがとうございました。

それでは,本日の議事に入ります前に,前回所用のために御欠席された上原委員が本日はお見えになっておりますので,上原委員の方から自己紹介をお願いしたいと存じます。上原委員,お願いいたします。

上原委員 東京都教育委員会の上原と申します。よろしくお願いいたします。

私の勤めているところは都庁第2庁舎の29階でございまして,教育庁指導部というところでございます。義務教育段階の小中学校の教育の充実のために,区・市町村の教育委員会に指導・助言をするといった部署でございます。主な担当業務でございますが,実は,東京都では学力向上調査というものを小学校5年と中学校2年で実施しているんですけれども,

昨年度までは,この調査の全都における実施を目指した取組の中心をしておりました。今年度は部署が変わりまして,わくわくウィーク東京と申しまして,いわゆる職場体験とでも申しましょうか,神戸でなされているトライアルウィークと同じように,5日間の職場体験を全都の学校でやっていただこうと,現在,始めているところであります。

全都には650校もの学校がございまして,なかなか全都に周知徹底してやってもらうということについては,難しさを感じておりまして,いかにインセンティブを設けながら,「やりたいな」と思ってもらえるようにしていこうか悩んでおります。

法教育につきましては,重要性を認識しつつも,本当に本音を申しまして全く手つかずの 状態であります。この場をお借りしながら委員の皆様方の素敵なお知恵を拝借して,ぜひ, 都でも頑張ってみたいなと思っているところでございます。 どうぞ,よろしくお願いいたし ます。

土井座長 どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願いしたします。

それでは,本日の議題に入りたいと思います。

まず、最初に学校現場における法教育の実践というテーマについて、実際の授業の御報告 を踏まえて検討いたしたいと思います。

最初に,静岡大学附属島田中学校での法教育の実践についての御報告をいただきます。御報告いただきますのは,静岡大学教育学部助教授の磯山恭子さん,静岡大学大学院教育学研究科の高橋恒明さん,静岡大学附属島田中学校教諭の金原正高さんです。

本日はお忙しいところ、静岡から御足労いただき、ありがとうございました。

磯山助教授は、法教育研究会の教材作成部会の構成員として、教材作成に御尽力いただき、本協議会の教材改訂検討部会の構成員としても御活躍いただいております。高橋先生は、静岡県内の中学校教諭を歴任され、平成10年から静岡県大東町立城東中学校(現掛川市立城東中学校)に勤務されておられます。現在は14条派遣という制度があるそうですが、その制度により、現職のまま静岡大学大学院教育学研究科社会科教育専攻に所属しておられます。金原先生は、同じく静岡県内の中学校教諭を歴任され、平成13年から島田中学校に勤務されています。現在は2年生と3年生の社会科教科主任を担当されておられます。

それでは先生方、よろしくお願いいたします。

磯山助教授 静岡大学の教育学部の磯山恭子と申します。よろしくお願いします。

発表のタイトルとして、中学校社会科における法教育の内容構成の在り方、副題として静岡大学附属島田中学校の連携に基づく授業研究の取組といたしましたが、今年度より法務省の委託を受けて、この附属島田中学校で法教育研究会報告書の教材を利用し、授業を行うことになりました。今回は、年間の指導計画と既に実践した授業について御報告申し上げます。まず、最初に本発表の目的は、静岡大学附属島田中学校の連携に基づく授業研究の取組を

おり、最初に本宪表の目的は、静岡人子的属島田中子校の連携に基づく授業研究の取組を紹介することを通じて、中学校社会科における法教育の内容構成のより望ましい在り方を考えるために必要な視点を明らかにすることです。

現在,附属島田中学校では法教育研究会によって取りまとめられた報告書を1つの手がかりとしながら,社会科公民的分野において,様々な側面からの連携を模索しつつ,法教育の授業研究を行っているところです。

法教育とは,従来の日本の学校教育において,社会科を中心として試みられてきた憲法教育に基づく法の教育のみを指すものではありません。法教育は子どもたちに憲法,民法,刑

法や法制度にとどまることなく、法の理念や法の根底にある価値といった広い意味での法に 対する市民として必要な意識や能力を育てようとするものと考えています。

このことを踏まえながら,本発表では,まず私の方から附属島田中学校において取り組んでいる社会科公民的分野の法教育の授業研究を概観させていただきます。そして,お2人の先生方からルールづくりに関する学習として,新たに教材を開発し,実践した法教育の授業の事例を紹介していただき,さらに憲法に関する学習として,報告書に提示された教材を追試し,実践した法教育の授業の事例を紹介していただきます。

次に,法教育の授業研究の方向性についてです。皆様も御存じのこの報告書によれば,中学校学習指導要領に基づき,中学校社会科公民的分野の法教育は,次の4つの領域に位置付けられています。すなわち,「ルールづくり」,「私法と消費者保護」,「憲法の意義」,「司法」となっています。「ルールづくり」ではルールが生まれる必然性,「私法と消費者保護」では個人と個人の法的な関係,「憲法の意義」では個人と国家の法的な関係,「司法」では法による紛争解決をそれぞれ中核としながら授業を構成するとされています。

ここにも,附属島田中学校の年間指導計画を掲載していますが,附属島田中学校では,この報告書に提示された枠組みを利用しながら,この年間指導計画に基づき,法教育の授業を行うことにしました。単元の配列については,東京書籍によって刊行されている教科書を踏まえながら,「ルールづくり」,「憲法の意義」,「司法」,「私法と消費者保護」というふうにしました。

具体的な法教育の内容構成は以下のとおりになっています。

初めに、「ルールづくり」です。

平成17年5月下旬から6月中旬にかけて,附属島田中学校の3年A組からC組の生徒119名を対象に,ルールづくりに関する学習として,単元「個人と社会生活」の授業を行いました。本単元では,報告書に提示された教材を踏まえながら,新たな教材を開発しました。具体的には,本単元は第1時「サバイバルゲームをやろう」,第2時「トラブルを解消しよう」,第3時「責任について考えよう」の全3時間の授業で構成されているものです。さらに,平成17年7月中旬に掛川市立城東中学校の3年生を対象に,同様の単元の授業を行いました。

2つ目として、「憲法の意義」になります。

平成17年6月に,附属島田中学校の3年A組からC組の生徒119名を対象に,憲法の意義に関する学習として,単元「憲法の意義」の授業を行いました。本単元では,報告書に提示された教材を単元の指導計画に従い,追試を行いました。具体的には,本単元は第1時「国の政治の在り方は誰が決めるべきか」,第2時「みんなで決めるべきこと,みんなで決めてはならないこと」,第3時「憲法とは何か」の全3時間の授業で構成されるものです。その際,第3時については日本国憲法の前文,各章の構成を考え,概観することを授業目標として設定し,新たな教材を開発しました。

3番目として「司法」です。

平成17年10月下旬に,附属島田中学校の3年B組の生徒39名を対象に,司法に関する学習として,単元「人権の尊重と裁判所」の授業を行う予定です。本単元では,報告書に提示された教材を単元の指導計画に従い,追試を行う予定でいます。本単元は,第1時「調停者になろう」,第2時「当事者の主張を聞いて判断してみよう」,第3時「民事裁判との比

較を通じて刑事裁判の特徴を考えよう」の全3時間の授業で構成されるものです。その際, 第1時については,調停者に求められる態度を形成することを授業目標として設定し,新た な教材を開発する予定でいます。

4番目は「私法と消費者保護」です。

平成17年11月上旬に,附属島田中学校の3年B組の生徒39名を対象に,私法と消費者保護に関する学習として,単元「国民生活と福祉」の授業を行う予定でいます。本単元では,報告書に提示された教材を踏まえながら,新たな教材を開発する予定でいます。本単元は全3時間の授業で構成されるものです。

次に,連携に基づく法教育の授業研究の展開です。

学校教育として法教育を効果的に行うためには,連携に基づく授業研究はとりわけ重要であると考えられています。具体的には,主として4つの連携が求められると考えられます。すなわち,第1に法律専門家との交流を行うことです。第2に,学校管理者から強力な支援を得ることです。第3に,教員養成として法教育を位置付けることです。そして,第4に法教育の内容に関して継続的,組織的に扱うことです。

附属島田中学校では,これら4つの連携を視野に入れながら,法教育の授業研究を行うことを目指しています。例えば,先に述べた「ルールづくり」に関する学習では,第3時「責任について考えよう」の授業実践を踏まえ,法律専門家,中学校教員,高等学校教員,大学教員,教職を志す大学院生といった様々な立場から意見を交換し,有意義な授業研究を行うことができました。さらに,これらの意見を踏まえつつ,地域の学校現場に還元できる授業づくりを視野に入れながら,掛川市立城東中学校において同様の単元の授業の追試を行うことができました。

ここまで、現在、附属島田中学校において取り組んでいる社会科公民的分野の法教育の授業研究の概略を説明してきました。社会の変化を受けて、教育現場である学校の中で、法教育の授業を具体的にどのように構成し、実践することが望ましいかということが、今後ますます活発に議論されることになると考えられます。その際、法教育の授業目標として、単に法制度を理解するために必要な法的な知識を伝達することだけを目指すのではなく、市民として主体的に法を考え、法に参加する資質を育成することを目指す必要があります。このような目標観を活かしながら、法教育の授業を定型化させることなく、ダイナミックに展開することが求められると考えます。このような、より望ましい法教育の授業の展開を実現するために、より良い連携が可能となるシステムを構築する必要があると考えています。

それでは,お2人の先生方から実際の授業の実践について,お話をいただきたいと思います。

高橋先生 静岡大学大学院の高橋恒明と申します。よろしくお願いいたします。

私の方では,ルールづくり,個人と社会生活の取組を実践させていただきました。 この単元について説明をいたします。

本単元は,単元の目標である人間は本来,社会的な存在であることに着目させ,個人と社会の関わりについて考えさせる,社会生活における取り決めの重要性や,それを守ることの意義及び個人の責任について気付かせること,内容の取り扱いの中の個人が結びついて社会が生まれ,社会生活が営まれていることを理解させること,社会生活を円滑にするために,お互いの合意に基づいてルールがつくられることなどを,日常の具体的な事例を取り上げて

考えさせる,を元にして3時間の授業を構成しました。

7ページを御覧ください。

本授業を構成するに当たって,次の3つの考え方を元にして構成しました。まず,第1時として「法をつくる」。この中にはルールをつくる,ルールを変更しよう,リーダーをつくるうという考え方があります。そして,第2時として「法をつかう」。トラブル解消のスキルを身につけよう,問題の本質を見つけよう,ルールを変えていこうという考え方を元につくりました。第3時ですが,「法を考える」。身の回りにある様々な責任を知ろう,責任の重要性を考えようということが基本になって授業を構成しました。

8ページの授業構成を御覧ください。

第1時は、「サバイバルゲームをやろう」という題をつけました。

本授業では、シミュレーション活動を通して集団の中にはルールが生まれ、状況によっては、新たなルールがつくられることを意図して授業を展開しました。船の遭難により無人島にたどり着いた6名 - - うち1人は赤ちゃんです - - が、全員が生き残るためのルールづくりをしようというところから、シミュレーションが始まります。最初のルールづくりでは、生徒たちからは喧嘩をしない、みんなのことを考える、必要以上に使わない、自分勝手に行動しない、何かあったら相談、役割を決める、ルールを守る、無理をしない、食料配分は守る等の約束が出されました。

シミュレーションでは,日にちが進むごとに水,食料を回収し,次第に生徒たちが追い詰められるように構成しました。そんな中で途中,食料が手に入る,水が盗まれるという事件が起こります。食料が手に入ることについては,配分的正義という考えを利用しながら,全員で配分していくという動きが自然と出てきました。水が盗まれるといった事件については,生徒たちにシークレット司令という役割分担をして,それぞれの立場を主張させるように仕向けました。こうすることにより,罪を追及していく立場と,道義的立場から罪を許す立場の意見対立をさせ,ルール変更やルールの追加といった考え方を実体験させました。

それでは,今からその様子をビデオに撮ってありますので,ビデオを見ていただきたいと 思います。

生徒たちには,このような袋を配布してあります。

(ビデオ上映)

高橋先生 今のが第1時の「サバイバルゲームをやろう」の様子を映したところです。

第2時について説明いたします。

第2時は「トラブルを解消しよう」。第2時の「トラブルを解消しよう」は,日常起こり得るトラブルに見舞われたとき,どのような手段を使ってトラブルを解消していくかを課題に授業を設定しました。トラブルの内容なんですが,修学旅行のときに,ある理由によりルール違反をしたことに対して,生徒たちは修学旅行の実行委員として,クラスに説明責任を求められます。説明をするためには,手順を追って説明しなければならないことを示唆し,どのような手順を踏めばクラス全員が納得するかを考えさせました。手順を追うことによって,生徒たちはこの事件について整理し,説明を効果的に行うことができることに気がついていきました。

2時間目の様子もビデオで撮ってあります。それではビデオを御覧ください。

(ビデオ上映)

高橋先生 以上が第2時のビデオになります。

第3時について説明します。

第3時では、「責任について考えよう」ということで授業を構成しました。 しなければならない、××してはならないということを考えさせることにより、自分たちの周りには、様々な責任があることを理解させることを目標として授業を構成しました。

まず,生徒たちには, しなければならない,××してはならない場面を日常の生活の中から出させました。そうした中で,様々な職業の中から1つの職業を選び,その職業の

しなければならない,××してはならないということをワークシートに,イメージマップ式に書かせました。その後,小集団になり,4つのワークシートを合わせ,中央から相手のしなければならない,××してはならないことに対して,自分のしなければならない,××してはならないことを記入しようとして,自分の周りからもたくさんの責任が出ていることを体感させました。

下にその図を載せてありますが,少しわかり辛いと思いますので,実物を持ってまいりました。実物はこのような形での大きさになります。そして,中央に鏡を置きまして,この鏡は自分が写っているものですから,中心に私がいるということを意識させて,私の周りにたくさんの責任があるということを意識させるような形で,イメージマップを完成させました。それでは,3時間目の様子もビデオに撮ってありますので,御覧ください。

(ビデオ上映)

高橋先生 以上が3時間目の授業の責任についてでした。

本単元を通しての成果と課題について説明いたします。

15ページを御覧ください。

この単元について,授業前と授業後に簡単なアンケート調査を行い,生徒の法に関する意識の変容を捉えようとしました。以下にその結果を掲載します。

アンケート調査結果によると、生徒たちの意識に大きな変化があったことが窺えます。アンケートの1番、2番、7番、8番を見ると、生徒たちはこの単元を通して、ルールの大切さや責任の所在をつかむことができたと判断できます。この3時間の授業の中で、生徒たちはルールや決まりについて、様々な側面から眺めることができたのではないかと考えます。自分たちが生活していく中にはルールが存在し、ルールやマナーを守っていくことが大切であることに気付いたと判断できます。この授業をきっかけとして、次時の単元である憲法の単元にスムーズに入っていけるものと考えます。

本単元を通じて,次の2点の成果があったと考えます。まず,第1に生徒たちにとって, 普段あまり意識していないルールや法の大切さを学ぶ大切な機会になったということであり ます。第2に,生徒が実社会に生きていくスキルを身につける機会になったことであると考 えます。

しかし、課題も残されています。本単元では、社会で生きていく技能の一場面を捉えただけであります。今後も継続的な取組をしていかなければならないが、公民的分野の85時間の中で法教育をどのように位置付け、どのような取組をしていけば、生徒に法的概念や生きる力を学ばせることができるかが今度の検討課題であると考えます。

以上で,報告を終わります。

金原教諭 静岡大学教育学部附属島田中学校の金原です。よろしくお願いいたします。

では,資料の16ページを御覧ください。

先ほど磯山先生からもお話がございましたが、私の方は法教育研究会報告書の追試と、後 半のところで少し試行的な実践を行ったことについて御報告させていただきます。

まず,この「憲法の意義」の3時間の指導計画の捉え方についてですが,この単元を実践するに当たって第1時と第2時の内容は,法教育研究会が作成した報告書の指導計画に基づいて,本校の生徒の実態を考慮し,多少アレンジを加えながら実践いたしました。第3時は,それまでの2時間の学習内容の成果を活かすとともに,学習してきたことをまとめる時間と位置付け,憲法の構成を読み取る図解という学習活動を取り入れて,試行的な実践を行いました。

では、その実践を振り返って、簡単に御報告をさせていただきます。

まず,第1時の「国の政治の在り方は誰が決めるべきか」の授業ですが,この第1時の授業では,国の政治の在り方を決定する主体は誰かということについて,事例を取り上げて考察をしました。ある特定の人だけが政治の在り方を決めた場合の問題点を考えた上で,それらの問題が起らないようにするためにはどうすればよいかを考えました。そして,政治の在り方をみんなで決めることが民主主義の基本であることを学ぶことをねらいとしています。

この授業は、作成された指導計画を追試することを基本としておりましたが、ある特定の人による政治の問題点をより捉えやすくするために、歴史上の3人の人物を取り上げましたが、この3人の行ったことを具体的に説明したカードを使って検討をさせました。具体的に考える材料があったため、生徒たちは資料からある特定の人による政治の問題点を読み取ることができました。

授業の中で,生徒から挙げられた意見について少し挙げさせていただきました。御覧ください。

ある特定の人だけが政治の在り方を決めた場合の問題点を考え,その上で問題が起らないようにするためには,どうすればよいのかを考えることは十分にでき,この授業のねらいを達成することができたと思っております。しかし,具体的な人物に関わる資料の読み取りに時間がかかってしまい,国民主権と民主主義の重要性を押さえるところまではできましたが,指導計画のまとめの段階に示された民主主義を支える考え方のところが,この時間の中で扱えずに終わってしまいました。

続いて,第2時の御報告に移らせていただきます。

第 2 時の授業では、「みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと」という テーマのもと、クラスが集団として決定を行う事例を取り上げ、みんなで決めるべきことと、 みんなで決めてはならないこととは何かを考え、その上で、国の政治ではどのように考えれ ばよいかを追究することをねらいとしております。

多数決という決定方法について,まずクラス内の出来事から考え始めたので,生徒たちは大変意欲的に取り組むことができました。しかし,指導計画の中に取り上げられた発問が,展開の部分からまとめの部分にかけて7つほどございました。実践する上で,指導計画のねらいを私の方で十分に押さえ切れずに,発問に軽重をかけずに実践をしてしまったために,1時間の授業(50分)の中でまとめることができずに終わってしまいました。

では、最後に第3時の試行的な実践について、御報告させていただきます。

この第3時の授業では、「憲法とは何か」というテーマのもと、憲法は第1時で学習した みんなで決める仕組みに関することと、第2時で学習したみんなで決めてよいことと、いけ ないことに関することを定めたものであることについて、学習することをねらいとしており ます。

ここでは、先にもお話いたしましたように、それまでの2時間の学習内容の成果を活かすとともに、学習してきたことを確認、まとめる時間と位置付け、憲法の構成を読み取る図解という学習活動を行いました。つまり、第1時、第2時の2時間で学習した憲法の基礎的・基本的な内容の理解を憲法の構成を読み取る学習活動を行うことで確認するとともに、憲法の構造的な理解を高めることができないかと考えました。また、憲法の各章、それから大まかな内容をカードによって目を通すことが学習活動上、全員の生徒が行うため、我が国の憲法を体感することもできるのではないかと考えました。

実際に,生徒に配って使用したカードの一部ですが,第2章の戦争の放棄のものだけ載せ させていただきました。このようなカードを使って学習を行いました。

19ページを御覧ください。

このような学習活動を取り入れて行った授業後の生徒の振り返りでは,次のような記述が 見られました。御覧ください。

前時までの2時間の授業で国民主権や民主主義,憲法の3原則などの基礎的・基本的な内容については確認することができましたが,やはり何人かの生徒は第3時のこの憲法の構成を読み取る学習で,既習事項を踏まえた作業ができませんでした。このような生徒にとって,憲法の構造を確認しながら重要なポイントを再確認することができ,そして,憲法とはどのようなものなのかという問いに対する自分なりの回答が持てた点など,幾つかの成果がございました。

では,実際,そのカードを使って学習活動を行っている授業の様子ですが,2分弱のビデオですけれども御覧ください。

#### (ビデオ上映)

金原教諭 今,見ていただいたように各グループ3,4人の生徒が,これが実際に生徒たちが 各グループごとつくった,憲法の構成を読み取るというような実際に使ったものですが,こ ういうような形で,それまで確認してきた2時間の学習成果を活かして,憲法を体感すると いうような学習を行いました。

19ページの資料の続きに戻らせていただきますけれども、そもそも、この学習は国語の説明文などで、段落の構成を読み取るような学習がよく行われておりますけれども、その学習がある程度されているだろうと考えた上での実践でございましたが、授業者が考えていたレベルで構成の読み取りができないグループがあり、今回の学習活動への動機付けの意味も含めて、もう少し、いろいろ工夫、改善が必要な点があると考えております。

最後ですが、今回、法教育研究会によって作成された指導計画に基づき、多少試行的な取組も交えて、授業実践の報告をさせていただきました。今後も、この指導計画に基づく授業がより多くの学校で実践され、その報告に基づいて指導計画がよりよいものに改善され、法教育の実践が広がっていくことが重要であると感じております。

以上で,実践報告の方を終わらせていただきます。ありがとうございました。 土井座長 どうもありがとうございました。 それでは,質疑応答,意見交換に入りたいと思います。どなたからでも結構ですので,御 自由に御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、私の方から1点質問なんですが、今日お配りした資料6の15ページのところに、ルールに関するところで、終了前と終了後の生徒たちのアンケート調査の結果を取り上げていて、非常に興味深いなと思ったのは最初の1、ルールはどんな場面でも守らなければならない、そう思うという数値が非常に顕著に増えているんですね。ほかの項目は、増えたり減ったりしているんですが、この項目だけがかなり顕著に授業後と授業前とで変わっています。これは授業の効果だと思うんですけれども、どういうふうに子どもたちは考えて、こういうふうに変わった点について、何か先生の方でおわかりの点はございますでしょうか。

- 高橋先生 このアンケートですが,これは,実はこの後追試をいたしました城東中学の一般の公立中学の生徒のアンケート結果になります。公立中学生の方が素直にというか正直に書くだろうなと思いまして,こうした追試のところをさせていただきました。すみません,はっきりとした分析ができないのですが,やはりルールということを意識した授業というのは,あまり今まで子どもたちって受けてきたのかなという,確かに授業の中でルール大切だよとか,道徳とかそういう場面でルール大切だよと聞いていたんですが,本当にルールというのはこういうものなんだというところの授業を受けてきているのかなというところは感じました。それで,こうしてやった成果かなというふうにも思えるんですが,詳しいところの分析をしてないものですから,はっきりした答えを出せないで申しわけございません。
- 土井座長 すみません。お伺いしたい点は、第1時、第2時の授業の内容で基本的に一般的なルールなどを、1時の場合はサバイバルゲームということでつくらせていらっしゃる。第2時の場合には外出についてのルールなどの一般的ルールがある。それに対して、それを破った人たちがいて、破った人たちにはそれなりの理由がある場合を想定されている。赤ちゃんのことを気遣った母親、それからお年寄りを助けるという理由ですか、そういう形になっていて、そういう理由でルールを破っていることをどう考えるかみたいなことを問われている。結果として子どもたちの、これは城東中学校の方だというお話ですが、出てきている反応は、逆にどんな場面でもやはり守らないといけないのだと。特段の事情というのはあるだろうけれども、守るべきであるという結論が増えているということなんですね。

その辺が、どういうことを子どもたちが考えて、その結論になったのかというのが少し興味があったものですから。どちらからというと、やはりお年寄りを守ったんだから仕方がないんじゃないかとか、子どもだって泣くんだから仕方がないんじゃないかという反応ではなくて、子どものためとはいえ、やはり守るべきだというふうに動いているというのが法やルールを考える上で、非常に興味深い結果なので伺いたかったわけです。実際、こういう授業を構成されたときの意図、目的というのがどう対応しているんだろうというのが関心だったんですが、確かに他校の結果だということなのであれば仕方ないですね。ほかに何かあればどうぞ。

高橋先生 とってもおもしろい結果だったのが,実は子どもたちが非常に最初に決めたルールとか,元々あるルールに大変こだわりが強いということは,授業をやっていて感じました。特に,サバイバルゲームでも最初に決めたルールを事件が起こって変更できるというようなところにありながら,やはり最初に決めたルールにものすごい強いこだわりを持っていて,ルールは守らなくてはいけないものなんだという意識が大変強かったです。2時間目のとこ

るもそうなんですが,ルールはルールだからというふうな考え方が非常に強くて,ここで少しルールというのは,生徒の話し合いなどで変えることができるんだということを,もう少しつけられればなということは思っていたんですが,そこのルールを守ろうという意識が大変強いなということは感じました。

# 土井座長 ありがとうございます。

ルールづくりの上で非常に重要な点というか,基本的にここのところを議論する際に,いわゆる実質的正義の問題で,何が正しいかということを実際に考えるという側面があるんですね。それと同時にルール化するということも重要になります。個別に何が正しいかという問題と,一応一般的なルールとしてどういうふうに作成し,それを守るかという二つの問題があるんですね。

子どもたちがルールはルールなんだということを言う,あるいは最初に決めた以上守らなければならないと言うというのは,個別は確かにいろんな事情があるだろうけれども,それを超えた視点でルールというものがあるんだという視点を持っているのか,とりあえず決めたから守るんだというだけの視点なのか,その辺については,どの次元で彼らが処理しているのかというのはわからないんですが,ある正しい決定をする上でルール化するということ,そして,ルール化をした以上は個々具体的な解決の正しさというのと,ルールを適用して解決するということは少しずれてくるという部分がやはりあって,その辺をどう学ばせるかというのがたぶん,何が正しいかという議論と,それを法教育というか,法ルールというものにどのように結びつけていくかという意味では重要な視点だと思うんですね。

そういう意味では、おやりいただいている教材の内容も、それから子どもたちの結果も、逆にこういう議論をさせると、場合によっては守らなくてもいいというのが増えるのかと思いきや、結構子どもたちは逆に守らなければならないと考えるというところで、今後考えていく上でおもしろい結果なんだろうなと思います。そういう意味では、ルール性とか法とかという意味でも、いろいろと検討する素材なんだろうなというふうに私自身は思いました。ほか、いかなる観点からでも結構ですので、いかがでしょうか。

大場委員 「責任について考えよう」というところで,責任というのはどんなふうにして考えておられるのかなということに,ちょっと関心を持ったのです。例えば14ページの終了後の感想のところの一番上のところで,責任というのは大きさも種類もいろいろあると思いますと,こんなふうな感想を述べている生徒がいます。12ページのこれは学習活動のマニュアルなんでしょうか,例えば交通を守るという,言ってみれば,まさに法律で決まっているルール,それに伴う責任もあれば,あるいは駅で騒がないというのものあれば,社会の一般的なルールということで,それから来る責任。そうすると責任といっても,法的責任というのもあるでしょうし,そういった法的なものじゃないが,道徳的とでもいうんでしょうか,道義的な責任というのもあるんでしょうし,いろいろな種類があるのかなという感じがするんです。

それについては,何か授業で,これはこういったところから来る責任なんだよとか,そういった観点からの指導,あるいは子どもたちの発言の有無と,責任を果たさなかったときに,どのようなペナルティーがあるのか,どういったものが適当なのかとか,そこまで発展した話にはならなかったのかなとか,ちょっとそういった2点についてどうかなと思ったところです。今のビデオとか御説明について,ちょっと正確には理解していないところもあるんで

すが,やり方としてはこの12ページにありますように,いろいろな主体を上げて,その主体の人に対してしなければならないとか,してはならないとかいうやり方というのは,なかなかおもしろい在り方かなというふうには思いました。

高橋先生 道徳的責任とか法的責任ということに関しては,そこでは全然区別をしませんでした。すべてにおいて責任という,ひとくくりのものとして,自分たちの周りにある責任について考えようというところで考えていきました。この後,たぶん憲法の授業とか,そうしたところでこうした法的なものとかそうしたものは扱われていくのかなということがありまして,ここではとにかく責任の所在ということがありました。

それから,実はペナルティーについても,果たせなかったときのことも考えてやってみたところもあったんですが,時間が大変かかりまして,全部を処理することができなくて,このような形で責任というのはこの周りにあるんだよというところで,この授業については終えたような形になりました。

鈴木委員 今のところに少し関係するんですが、小学校で責任の部分を授業しようかと思って 今勉強しているところで、アメリカの教材などを見ると、確かに責任に気付かせる、それは 道徳的なものも法的なものもすべてまず気付かせる。ただ、それで気付いただけでは何とも なくて、その責任を果たすことが喜びであったり、あるいは法的な義務を果たしたというこ とになったり、さらには、ときに人は生きていれば責任が響応してきて、どっちの責任を重 視するのかと、そういうところでたぶん葛藤が生じたりする。そういうところで、こういう 考え方をしていったらどうとか、そういうような部分が責任の議論としては、ある意味では おもしろいのかなということを考えております。

これは、確かに大場さんがおっしゃったように、職業に伴う責任みたいなことを気付いてもらう。そんな中で自分にも責任があるよねということに気付かせるということですが、そのもう一個先が、もうちょっと何か、法教育的な知的に考えていく道具立てを理解してもらうのが、何かあってもおもしろいのかなという感じがしました。ただ、確かに時間的に難しいというのもおっしゃるとおりだと思います。

それから、決まりの方なんですけれども、確かに学習指導要領上のものもあって、ただ、実は私が最近思っているのは、何もかもルール化することがいいことなのでは全然ないだろうということでございまして、決まりがやたらあったらもう生きていけないだろう。つまりそれは何かというと、自分たちが自由に生きていくということをまず実感した上で、最小限のルール化が必要なのではないか。その中で決まりが必要なんじゃないかと。例えば、このままこのサバイバルの世界に生きていたら、何かもめごとが起こるから決まりをつくるんだということになってしまう。しかし、マナー的なものでもいいかもしれないし、ルール化するものもあるだろう、中にはペナルティーも必要だろうというようなところで押さえていかないと、何となくこれだと道徳教材かなと。決まりはつくりました、みんなで守りましょうというような流れになって、法教育的な視点としては、どういう視点が入ってきているのかなという感じがちょっとしているところであります。

ただ,これまでのルールづくりの中でも,もう1個この中にないなと思ったのは,やはりそれを評価するという視点とでも申しますか,ルールの評価という視点が,もうちょっと自分たちでつくったルールに対しての評価というのがもう少し出てくるとおもしろいのかなという感じがしております。でも,非常に参考になるものだったので,ありがとうございまし

た。

土井座長 どうもありがとうございます。

江口委員 最後に,憲法の学習の紹介のところで,国語・言語の分析的な面が弱いため,子どもたちが意外と乗ってこなかったというような,そういうような意味の御指摘がありました。これは,推測ですが,言語能力や表現能力,あるいはひょっとしたら解釈能力といった法的な能力に関連するものと,法的に行動するというのは,結構相関関係があるとも言えるのではないかと思います。そのため法教育の教材は,憲法についての歴史学習に求めたり,国語の学習に求めたり,身の回りの教材に求めていくという別な視点も必要だと思っているんです。

実は,アメリカの教育では,言語能力と法的資質はリテラシーとしては相関関係があるよという議論が結構されているので,ぜひ,憲法の理解のところ,あるいはひょっとしたらさっきのルールの問題もそうですけれども,もっと言語能力や表現能力の関連から考えてもよいのではと思います。

以上です。

土井座長 ありがとうございます。

各委員からの御発言もいただきましたが、1つ出てきているのは、何が正しいかという議論をするときに、道徳的な問題もあれば法的な問題もあるし、マナーの問題もある。具体的に正しさというのを追究していくという議論の中で、恐らく法教育という形になってくると、そこから法的なものをどう分化させていくかという問題、それから個別具体性の中からルールというものをどういうふうにして取り出してくるかというような視点というのが必要になってくるのかなというのが1つ目の感想です。

それから,今,江口委員の方からも御指摘がありましたが,法的なものを詰めていく上では,その基礎となるものがあり得て,言葉をどう取り扱うかという問題とか,以前から議論が出ております,人の話を聞くとか自分の意見を主張するというのは,基本的に言葉を通じて行うものですから,そういうものを各段階で十分前提の能力として身につけておいていただく必要が子どもたちにはあるんだろう。その意味では,各段階でどういう能力を想定して法教育を組み立てていくかという議論も,必要になってくるんじゃないかなというふうに思います。

ルールのところも,我々のつくった教材は,基本的にはルールをつくるということに特化していて,それを評価するというところまで,先ほど鈴木委員から御指摘があったような形でやっているんですが,今日,おつくりいただいているのはルールをつくる,使う,そして,それを最後に変えるというそちらの方を一体化して組んでいただいているので,非常にこれはおもしろい組み方だなというふうには思いますので,また,ぜひ,参考にさせていただいて,検討を進めたいというふうに思います。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして筑波大附属中学校での法教育の実践について御報告をいただきたいと思います。御報告いただきますのは筑波大学附属中学校の館潤二さんです。館先生は法教育研究会の委員として、教材を含め報告書の取りまとめに御尽力され、本協議会の教材改訂検討部会の構成員としても御活躍いただいております。

それでは,館先生,よろしくお願いいたします。

館教諭 今日の報告は、大きく2つに分かれておりまして、1つは中学校3年生の公民的分野の年間指導計画の中で、法教育をどのように実践していく計画があるのか、それから今後、今まで行われていない分野や内容で法教育の可能性がないのかということを、それから、もう1つは、この5月から6月にかけまして、本校は教育実習生が来るわけですけれども、社会科だけでいつも20名来ますが、その教育実習生がルールづくりのところを取り組んでくれましたので、それを発表しながらルールづくりにおける教材について、今後どんなふうに考えていったらいいのか、あるいは、そのときのポイントはどんなところにあるのかというようなことを発表させていただきたいと思います。

まず、最初に資料ですが、資料の1ページ目から2ページ目にかけまして、年間の指導計画を立ててみました。時間数的には70時間ということになっておるんですけれども、現行の指導要領では85時間となっており、違いが大きいように思われるかもしれませんが、基本的には指導要領にのっとりながらも、幾つかのところで私独自であったり、指導要領の内容は踏まえながらも、少し発展的な内容を取り入れたりというようなことを行っております。

左側の方には主な項目を書きまして,右側の方が一般的な学習内容というものであります。この指導項目のところ,すべて一通り疑問形で問いかけまして,例えば経済活動ですと,お金はどこからどこへ行くのかということで,これは授業でも使うテーマですけれども,それを年間指導計画の中に位置付けて,ある程度,そこで課題学習的な要素,これは何時間にもわたるものでは決してありませんけれども,この1時間ではこういう主題のもとにみんなでその解答を見つけていこうね,考えていこうねというような授業にしていきたいということもありまして,ここ数年,こういった指導計画をつくっています。

その中で,この公民的分野で法教育が担うところはどこなのかということを見ますと,これはもう大杉委員の方で法教育の報告書にもまとめてくださいましたように,1つはルールづくりであり,他には私法、司法、そして憲法ですが、先ほどから出ていることですので,繰り返す必要はないと思います。それ以外では法教育に関連するところを,今回,一通りアンダーラインをしておきました。例えば経済単元でいいますと,公共料金は必要かというようなことは,法教育とまではいかないかもしれませんけれども,何を実際公共のものとするのか判断するに当たって法的な考え方が出てくるのではないでしょうか。

基本的に、市場経済にあっては、経済活動というのが私人間の自由な契約の中で行われていくという考え方がある中で、やはりそれは私人間には任せない公的なものなんだよということで、例えば公共料金であったり、公企業があったりだとか、それから当然、税金とか財政という問題が出てくるわけで、こういったこともやはりみんなで話していく、生徒たちと一緒に話していく価値のあるものではないのかなと思うわけです。公共料金は何かということを覚えるんじゃなくて、公共って何なんだろう、公共であれば、やはりみんなで考えていなきゃいけない内容になるし、それについては一定程度どこかの機関、国民の意思を反映したどこかの機関が決めていかなきゃいけないという流れになっていくわけですから、郵政民営化もしかりであると思うんですが、そういったことで経済分野でもかなり法教育に関わってくるのかなというようなところを、幾つかアンダーラインをつけ加えました。

それから,アンダーラインをつけ切れなかったものとして,法教育そのものとは言えませんけれども,法教育の基本的なスタンスとして,思考型の教育であったり,それから参加型の教育であったりするわけで、そういう意味では他のところでも法教育の要素が入る所はあ

ると思います。例えば、1ページ目の第3章のところにあります農業の問題も、新農業基本 法が出てきたりとか、環境問題では環境基本法というのがあるわけですので、そういったも のもやはり私としては私的なものではない、つまりこれは市場に任せることが難しいもの、 公共性の高いものとして経済単元で扱っていくわけですので、法教育的な要素が強いのかな と思っています。

それから,第1章の最初に「マスコミは中立か」というような最近ではあまり扱わない内容があります。前の指導要領では,マスコミの問題というのは取り上げられていたところもあったとは思うんですけれども,なぜここにアンダーラインを引いたかということを少し話させてもらいますと,やはり公民的分野の学習をしていくに当たって,マスコミの問題というのは切り離せないなといつも思っているわけです。特に,授業で扱う内容がマスコミを通して得られるものばかりと言ってもいいわけですので,一体,マスコミというのはどういうスタンスでそれぞれ報道しているんだということをまず基本的に知っていこうよと投げかけています。

特に,私自身が授業の中で「私の一言」といって,新聞等で得た情報を発表していくような活動をやっていたり,スクラップブックをやっている関係上,なおさらマスコミに対する対応というものを,まずしっかりと姿勢として持ってもらいたいなというようなこともあって,この中立性という問題,これが法教育の言う公正さとつながるかどうかというのは微妙な面があって,私自身もよく整理ができていないんですけれども,マスコミの中立というものが本当に成り立っているのかということを考えさせたいと思っています。

もちろん、中立であるべきであるし、中立的な立場を保とうというのは、もちろんどのマスコミ界にも求められることであることは間違いありませんが、では、出てくる内容を1つ1つ見ていきますと本当にそうなのかと。でも、これはそんな難しいことをやっているわけではなくて、例えばプロ野球が開幕しますと、各新聞社がスポーツ面にでかでかとスポーツ球団を取り上げるわけですね。それを見ると全部違うわけです、当たり前のこととして、当然、読売新聞は巨人軍でありますし、意外なところでは、毎日新聞が千葉ロッテにどうしてもちょっと肩入れしていたりとか、これは昔のつながりであるわけですけれども、大毎オリオンズですか、何かそんなつながりはあるんでしょうし、それはもう政治問題を取り上げなくても良いわけです。

それから,プロ野球じゃなくて,もう少しおかたい問題で言うならば社説なんていうのを取り上げれば,社説の取り上げ方はすべて違ってくる。その違いを知った上で,我々はしっかりとマスコミと接していかなきゃいけないんだよというようなものを伝えたいと思っています。

それから,話はちょっと前後してしまうんですけれども,先ほどの経済のところで触れ忘れたものとして,例えば独占禁止法だとか労働組合法というようなものも習うわけですが,これなんかも独占禁止法は独占を禁止するものだよとか,労働組合法というのは労働者の権利を保護する法律だよという,それだけだとやはり経済の基本的な捉え方にあまり寄与しないんじゃないか,あまり寄与しないというと変なんですが,言いたいことは,例えば独占禁止法というのは独占を禁止して何するのというところの理解がより重要だと思うのです。

それは,やはり我々の経済の基本的な考え方である自由な市場経済の基本である自由競争 を確保するためにあるというところまでたどって教えていくと,ああそういうふうに考えて いけばいいんだな,基本にある市場経済や自由競争というのはそういうふうに考えればいいんだなと思えてくる。労働組合法でも労働者を守るというよりも,あれは使用者と労働者の立場を対等にする,つまり,契約を結ぶんだから,両者の立場を公平にしていくんだと。そのために立場的に弱い労働者に対して団結権等を与えることで対等な立場に置くんだよと,そうやって自由な契約を結ぶ形をとっているんだというような教え方をすると,やはり理解の仕方も変わってくるんじゃないかな,なんていうことも思っています。

これが私の年間計画でいいますと、第1章とか第2章、第3章までの問題です。

それから,第4章以下の「政治とは何だろう」とか,それから「世界の平和を考える」などは,これは非常に法教育とつながりの深いものであると思っています。ほとんどアンダーラインが引いてあるんですが,2ページ目の(3)「現在の政治のしくみ」のところの1から7辺りも,やはりこれもアンダーラインを引かないのはおかしいなと,レポートを出した後,思い直しております。

といいますのは、先ほど静岡大学の方の実践で、憲法のお話があったと思うんですけれども、憲法の指導案のところをちょっと見ていただきたいと思うんですが、報告書(机上備え付け資料「はじめての法教育」)の107ページに、真ん中より少し下の辺りにこんなふうに書いてあるわけで、この制度が三権分立であるというところがありますね。そして、そのところで立法権というのは、決めてよいことを誰がどのように決めるのか。つまり、1、2時間目でみんなで決めてよいこと、みんなで決めてはいけないことをやったわけですから、じゃ、決めていいんだったら、誰がどんなふうに決めるのか。これが規定されているのが国会の話なんだよ、立法権なんだよと。じゃ、その国会で決めたことを誰がどのように実行するのか、なぜ前もって決めておかなきゃだめなのか。それが内閣の話になるわけですし、そして、司法権のところは難しいんですけれども、決めてよいことと決めてはならないことの区別が本当に守られているのか、つまり、場合によっては人権を無視するようなことが決められていないのかということでしょうし、決められたことが本当に適切に今度は行政の方で実行しているのかというものだって、決めてよいことと決めちゃいけないことを決めた以上は、どこかで判断しなければならないわけですよね。それが司法権なんだよと。

こういう根本的な理解の上に立って,国会,内閣,裁判所等をやはり理解していかないと,結局は細かな法律条文の暗記に陥ってしまうのかなという気が非常に強くしておりますので,私のレジュメの方でいうと2ページ目のところの(3)辺りにもアンダーラインがやはり入っていくんだろうし,選挙の話とか政党の話も,国民主権というものにきちっと立脚した話をしていけば,かなり生徒の理解も違ってくるのではないかなという気がしています。

それから,第5章のところにも,少し細いアンダーラインを引かなきゃいけないのかなということを思っています。といいますのは,結局,世界の平和を考えるという単元をやるときに,日本の平和主義というものを抜きにやはり語れないわけでありまして,例えば,PKO協力法とかテロ対策とか,イラク特措法なんであるんですけれども,これらは意外と条文を読ませると難しいことは書いていなくて,もちろん,全部やると難しいんですけれども,一部だけでも私は問題ないと思っているんですね。目的とか共通するものは何かなんていうようなことは,生徒に十分理解できるわけでして,例えばイラク特措法の第2条の第2項には,対応措置の実施は武力により威嚇,または武力の行使に当たるものはあってはならないという,この武力による威嚇,または武力の行使云々というのは,3つの法律すべてに共通

するものなんですね。

ですから、現在の憲法において平和主義を語る場合に、こういった法律にすべて憲法の精神が反映されているんだということでありますし、その特措法の実行に当たっては、内閣総理大臣が中心となって行っていくみたいな条文も当然入ってくるわけなんですね。ですから、日本国憲法なら日本国憲法というものを中心とした政治の仕組みであったり、世界平和の日本の貢献だとか、そういったものも十分考えられるのかなと。経済単元と同じように、基本的な理念というものを絶えず意識した授業計画、授業内容というのがやはり求められているのではないかなというふうに思っています。

まず,前半は指導計画に関してお話ししました。

それから,後半ですけれども,先ほど言いましたように教育実習生が行いましたルールづくりの研究授業を,ビデオで撮りまして,長くなってしまって申しわけありませんが,15分ほどになると思います。ビデオの途中で説明等を加えながら進行したいと思いますので,よろしくお願いします。

レジュメの方の 3 ページ目以降に , 3 , 4 , 5 , 6 , 7 ページ目まで , 実習生の作成した 指導案が載っております。

8ページ目からは、このときのルールづくりで、どういう立場に立たせるかということなんですけれども、主題は、「つくば村の活性化と住みやすさをいかに保つか」というようなことで、ちょうど野球の楽天が仙台の方に移るなんていう話もあったもので、また野球好きの実習生が2人ほどいまして、この話題を取り上げたようです。

8ページ目には、それの利害関係として考えられる人たち6人を、自分たちなりに状況設定をしまして、そして、9ページから10ページ等では、そのときに使ったワークシートを載せました。

それから,11ページは,この研究授業は先ほど申し上げました,本校で実習する教育実習生19名が周りで見ておりまして,それから我々教員,OB等も来まして,結構本格的な研究授業となったんですが,そのときの質疑応答のまとめを載せておきましたので,少し参考になるかなと思います。

それから,12ページの前半はそのとき生徒が考え出したルールの例をいろんな班から出されたものをここにまとめたものです。

それから,その後,12ページ以降はこの授業を終えての感想,授業中に書かせられなかったもので,全部で三十数枚しか残っていませんけれども,生徒の書いたそのままの文章を,名字だけで問題ないと思いますので,そのまま載せました。

それで,指導案の方にちょっと戻っていただきたいんですが,3ページ辺りからなんですけれども,3ページ目のところに単元の指導計画ということで,第1限,第2限が載っていると思います。

目標は,ルールづくりに積極的にみんなに参加させて,実際にそれを体験してみようよ,ルールづくりをということです。そのルールづくりに実際に触れることによって,ルールをつくることの難しさだとか,その意味等が実感できればいいんじゃないかなということ,そして,もう1つが実際に自分たちのつくったルールというのが正しいルールというか,正当なルールと言えるんだろうかということを吟味させようということが,大きな2時間単位の授業目標です。

1時間目は何をしたかといいますと、1時間目には先ほど出てきました6人の利害関係者に関して、ちょうど実習生が5人おり、授業者が1名ですから、4名が一人二役やる子も含めて6人の立場になり切って登場してきて、それぞれの主張を述べました。いかに生徒たちにその気にさせるかというのが、ルールづくりでは難しいんです。ですから、本当は小学生辺りでしたら、日々の生活の中で現実的に行われているような問題から、ルールづくりの話をしていけばいいんじゃないかなと思うんです。中学校でも例えば学年規模とか学校規模の問題を出したら、十分にできるかなと思うんですけれども、このときにタイムリーなものはなかったので、この球団の話を持ってきたわけですが、それでもやはりその気にさせる、生徒たちの関心を高めるというのが非常に重要になってくると思いますので、それを1時間目前半にやりまして、その後、8つのグループに分けて、それぞれ村長さん役だとかオーナー役に分け、どんなことをルールづくりのときに自分たちは主張するのか、ほかのグループは、きっとどんな反論をしてくるのかというようなことをグループごとに作戦を立てまして、それを1時間に当てました。

そして,2時間目の方はそれを実際にぶつけ合って,ルールをつくってみようというような展開になります。

では,ビデオをよろしくお願いします。

#### (ビデオ上映)

館教諭 その授業の映像の前に,今始まっていますのが研究授業の前の週の金曜日の夜,実は9時を過ぎているんですが,いかにルールづくりの授業をつくっていくかということの話し合いをしている場面です。

## (ビデオ上映)

館教諭 結構厳しいことを言い合っていましたね。ルールのこの授業の目的何なんだということに話は進んでいます。

#### (ビデオ上映)

館教諭 これは最初は撮るつもりなかったんですけれども,非常にいい話し合いをし始めたもので,ちょっと待っていろと言って,ビデオ持ってきて続けてやらせてみたんですが,何か,この事前の活動自体が彼らにとっては,非常にいい経験になっているんじゃないかなというふうに思っています。

#### (ビデオ上映)

館教諭 実はこの日の昼間は校外学習で岩槻へと行って、帰りの後に、私が、来週こういう指導案をつくらなきゃいけないからなと言ったことから、みんなでああでもない、こうでもないとやり始めているんです。結構、追い詰められてはいるんですね。追い詰められて何かつくらなきゃいけない。でも、その中で本気になって話し出してやり合っていると、何だ、私自身は、言うことが何もないんじゃないかというような気持ちになってきて、これは自分としてもおもしろいやり取りだなと感じたのでビデオに撮りました。それで、その結果が先ほど見たような指導案になっていったわけです。

# (ビデオ上映)

館教諭 これも5人でいろんな立場がありまして,結構攻撃的な彼女だったり,それから,右側にいる子は,結構いろんな方からこういうものがあるんだよみたいなことを持ってくるタイプで,正面の女の子は一番みんなから,攻撃を受けているんですけれども,この授業では

本当に生徒に何が伝わるかわからないと、ただ、体験しただけじゃ意味ないんじゃないのと、だから何かもう少ししっかりしたものを得させたいんだということを言っているわけですね。 そうすると、余計にまた議論もおもしろくなってきました。次が1時間目です。

(ビデオ上映)

館教諭 つまり,いろんな条件設定を細かくしておかないと話が深まらないので,家族構成とか,今,長男は中学受験だとかいうことを話すんですね。そこまでしないと,話し合いが本気になれないところがあるんです。

(ビデオ上映)

館教諭 これは資料にある6人の立場の説明書をもう一度,文章としても渡そうということで, 今渡しています。それに,グループごとにこれで立場を決めまして,それぞれの立場に立っ た主張,ルールづくりのための提案を考えています。

(ビデオ上映)

館教諭 このときは,だから先生が5人入りましたね。実習生がみんないろんな班に入って, アドバイスをしていました。

(ビデオ上映)

館教諭 これが第1時間目の授業のおおよその流れです。これを踏まえて,もう少しで2時間目になるのかな。これが1時間目の最後の部分ですね。

(ビデオ上映)

館教諭 これが第2時間目で、「つくば村の活性化と住みやすさ」というその両面を達成するために、どういうルールをつくったらいいんだろうかと。やはりこのルールの目標を考えるのがかなり時間がかかりました。ある程度、いろんな矛盾をはらむことを大きな目標に掲げないといけないだろうし、いろんな立場の人がいるわけですから、その立場の人たちの意向もできるだけ組み込めるような、そういう目標を掲げました。

(ビデオ上映)

館教諭 授業は結局,もうがちゃがちゃした感じで進みます。前に出てきて発表するようなことは一切しません。それぞれの班で司会者を決めて,一通りの話し合いが済めば,それでいいだろうというふうに私はいつも考えています。深まらない場面もあり得るんですけれども,今回のこの授業においては,それでいいのかなというふうに考えました。

(ビデオ上映)

館教諭 これは、村長さんとオーナーというのがどうしてもより強い立場にあるわけでして、その村長さんやオーナーに陳情するような形になりがちではありました。でも、せっかく6人の構成メンバーがいるわけですので、お互いにその主張の中で、話し合いの中で自分の意見をどこまで通せたかというのは、実は班によって結果が異なってくるんですね。やはりちょっと押しの強い者がいたりとか、ちょっと弱かったりすれば、その意見はあまり反映されないわけです。アマチュア野球の理事長さんの場合では、アマチュアが球場を使えなくなるような、そういう窮状をうまく訴えたところはそういうルールが組み込まれたようです。

この後,実はルールを評価する場面があるわけですけれども,それについては口頭で簡単に説明してきたいと思います。ビデオありがとうございました。

(ビデオ上映 終了)

館教諭 今,最後に言いましたルールの評価につきましては,資料の10ページを御覧くださ

い。

このページの右側に,適切なルールの条件って何ということで,条件を書かせながら,自分たちのルールについて吟味していこうということを(3)(4)でやろうとしています。その条件として挙げたものは,まず,誰が読んでも正確に読み取れるか,目的がしっかりとはっきりと書かれているのか,そして,立場が入れ替わっても受け入れられるのかとか,目標というものがあるわけで,それを達成するために適切なルールなのかどうなのか,それから,みんなで本当に話し合いに参加して合意していったものなのかというようなこと,この4つの条件を挙げて現実的に評価させました。

ただ、すぐに評価させても難しいと思いましたので、実習生の方で、例えばごみを収集するというようなルールというのは、これは主語もはっきりしていないし、いつ収集するのかということもわからないからだめだねというような、あまりよくないルールを提示して、そのおかしさを生徒たちが指摘するというようなそういう場面を最後の方につくりました。他にはナイターは禁止にすることについてだって、柏木さんは困る、お父さんが実は近くの病院に入院していたりするわけですけれども、その人たちも迷惑だとかいう反面、ナイターを禁止していたら、オーナーとしては利益上大変だということがあるわけですから、立場が入れ替わっても受け入れられるかという条件は実現が難しいのかなとか、そんなような吟味をしました。自分たちのつくったルールの中でこれぞというものを2つ挙げて、その条件に基づいて吟味をしたという作業を行いました。

それで、その結果というか評価も含め11ページ以降載っております。11ページのところにはこんなやり取りがありました。これは研究授業が終わった後でありますけれども、は4つの条件を前もって生徒に出したんだけれども、4つの条件を考えさせるのが本当じゃないかなという、かなり厳しいというか、ある意味ではそれができたら一番いいなというふうに思いました。この4つの条件がすべて答えとして出てこなくても、その1つでも2つでも、これがなかったらやはリルールって守る気が起らないよね、みんなのルールとは言えないね、ということがわかればいいわけで、確かにこの指摘は本質をついた議論かなと思いましたが、2時間という時間的な制限を挙げるならば、ちょっと難しかったかなという気がしています。

それから,テーマは球団でいいのかという意見もでました。何がいいのかというのは非常に難しい問題になってくると思います。結論としては先ほど言いましたけれども,5人の教育実習生のうち2人が野球部出身ということで,未だに現役で野球をやっているために,そういう利害関係者の情報がうまく出やすかったということが一番大きいんですね。

ですから、例えばもう少し小学校だったらという先ほど話、しましたが、中学校では、私の学校では女子の更衣室をもう少し広くしてほしいという役員からの要望がありまして、非常に説得力のある要望を出してきました。時間数を全部見ていくとあの狭い部屋に、教室の4分の1ぐらいしかないんですけれども、その部屋に3クラスの女子が入るんだそうですね。終わったクラス、それから新しく着がえなきゃいけないクラス、それを全部統計的に出してきて、こんな所ではとてもじゃないけれども着がえられませんというのを出してきたわけですけれども、もし、そんなような問題がタイムリーにあれば、中学校なんかだったら、そんなものでも問題ないかなと。ただ、服装の問題などになると、学校の先生方とうまくその辺りのすり合わせができないなと思いつつ、中学生自身の自治の問題と教師のありよう、教育

のありようというのが非常に難しいところはあるとは思いますが,できるだけそういうものを拾えたら拾いたいなというふうに思います。

それから, は球団オーナーと村長の立場は違うんじゃないかということもありましたが, でも, やはりそこにも1つの歯どめをかけておきまして, 球団オーナーというのは地域密着型ということを敢えて言わせて, 地域密着型だったら球団オーナーも一方的にできないじゃないかということにしたり, 先ほど村長さんが, 3か月後に選挙と言っていることはそれでありまして, やはりこれもみんなの意見を聞かざるを得ないような羽目に陥らせているという, そういうちょっと細かなテクニックもあるんです。

それから , につきましては とも関わる問題でありますけれども , あくまで , つくば村 全体の活性化と住みやすさというようなことを考えていこうという呼びかけで , どこまでク リアできたかわかりませんけれども , そういうことを強調した指導を行いました。

それから,12ページ以降に生徒の意見等が出ているので目を通してください。

12ページのルールの具体例としては、先ほどアマチュア野球連盟の理事長さんがいるという話をしましたが、その関係で上から4つ目だったり、下から4つ目、5つ目、6つ目辺りですね、市民に一次的でもいいから球場を開放しろとか、2軍と試合やらせろとか、それなりのことを入れ込んだものもあります。

それから、最後に感想ですけれども、結構 1 2ページの最初の感想にほとんど、偶然なんですけれども、意見が集約されているなと思います。班をつくって、みんなでわいわいやってとても楽しかった、ルールというものの存在理由がよくわかった、また、ルールがどのようにして大変な思いをしてつくられているのかがわかった。ちょっと優等生過ぎるかなと思いますけれども、これからしっかりとルールを守るようにしたいというようなことを、その時点でそれなりには感じていたのかなという気はします。

それから13ページから幾つか拾い読みしていきたいと思いますけれども,13ページの一番上,つくば村の活性化と住みやすさという目標があったので,お互いのことを考え,かつ自分の利益も考えるということができたと。単純にルールをつくろうといっても,その前にやはり大きなしっかりとした目標がないと,やはりどうしても片一方に流れていったりしまう可能性が高いんだなということを感じました。

それから、今回、うちの班のオーナーの人がよい人だったからよかったけれども、実際はもっと厳しいと思うと。つまり、オーナーがわかった、わかった、じゃ、それはうちの方で費用を出そうというようなことを、簡単に飲んでくれるとは限らないわけで、現実場面はそうはいかないことも大いにあり得るんだというようなことも感じたのかなというふうに思っています。

それから,あるグループでは,ルールの説明で自分たちでは十分だと思っていたと。 1 時間目に自分たちでつくったわけですが,しかし,やはり違う場面から見れば,いろんな足りない面があったよということを感じてくれたり,それから,別のグループですけれども,ただノートに書くというだけでなく,話し合うことで何か自分で実感できたと。わかったということが本当に腑に落ちるというんでしょうか,そういう感じがあったというふうに書いています。

それから , その下には校則を考え直すようになればいいというふうに , ちくりと教師を刺 してきた感想もありました。 それから,14ページの方に行きますと上から3行目,クラスの6人の中でもいろんな利害関係が生じるのだから,実際の生活だったら本当に大変なことだなというふうなことを意見として出していたり,意見を出した上で,それに対して反論するというのが大切だと思うのに,私の班ではそれができなかったという反省を載せている子もいました。

それから,ほかの班ではどういうルールがつくられたのか,実際に聞いてみたいというのが15ページ辺りにも載っていました。

それから、最後、オーナー役だったのに、話し合いをしながらつくられたルールによって、それを守ることで一人一人が大切にされる社会がつくられていくこともすごく感じましたなんて、もう、うれしくなるようなことを書いてくれた子もいるんですけれども、やはり本当にルールを、責任がまず来るというよりも、まず、みんなで、それぞれのいろんな利害がある人たちが、いろんな立場の人たちが十分話し合ってつくっていく、だからこそ、それをしっかりとお互いに守っていく責任もあるんだね、でも、それはあくまでみんながよりよい、住みやすい、一人一人が大切にされるような社会をつくるためなんだという、その辺のところが何人かの生徒にも伝わってくれたのかなと思って、よかったなと思いました。

まだまだ不十分なところがあるんですけれども,手ごたえは間違いなくあったなというふうに思いました。

以上です。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは,質疑応答,意見交換に入りたいと思います。どなたからでも結構ですので,御 発言どうぞ。

大杉委員 出張があり退席しなければならないので先に発言させていただきます。

館先生が、こういうものがあればいいなと思ったものをつくってきていただいたので、非常にうれしく思っています。館先生が説明していただいた疑問形の形でテーマを示して、あと、横に項目を書かれています。これで通常、学校の先生方は、どんな授業をするのかすぐにイメージ化できると思うんですね。実は、法教育研究会では法教育の学習領域を4つ並べてありましたけれども、その前にこれがあるとなお有効かなと思います。教材開発とともにこういう全体計画があると、学校の中で授業化しようといったときに、どの時期に何を行うかということが非常に明確になるので、これは非常に有効であろうと思うのです。

2点目に,ルールづくりということで静岡大学と筑波大学からそれぞれ御発表があったのですけれども,このことについてルールづくりというネーミングよりも,ほかの方がいいかなと今思ったんですね。それは,鈴木委員が言われたことと同じ意見なんです。ルールの必要性という方がいいのかなと思ったんですね。これは社会科においても法教育においても,ルールが一番ベースになるものだということで,検討してきたと思うんですね。

ルールの意味,あるいは意義とか,なぜルールが必要なのかということを学習するときに,ルールをつくるというのは非常に有効なんですけれども,ここでの学習は,まず集団を形成するのは個人で,個人の尊厳というものを最大限尊重されるという前提に立ちます。個人が最大限尊重されるというのは,他者に危害を与えない限り,自己決定が最大限尊重されるという,あるいは自己の行為が最大限尊重されるということなんですね。

そうすると,本来ルールって邪魔なはずなんですね。自分の自己決定する上で邪魔なはずなんだけれども,なぜ,ルールがつくられるのかというその学習をして初めて,先ほど館先

生の生徒の感想の中で,一人一人が,よりよい生活が行われるようになっていくんだという 感想を漏らした子がいましたけれども,一人一人の自由が制約されたとしても,なお,みん なの生活がよりよくなるということがルールの意義だというのを,ルールづくりでも学ぶか もしれないけれども,ルールって必要なの?という問いかけの方がよいと思ったんですね。

先ほど言いましたように,ルールづくりでもそういう目標に到達する子が何人かはいるんですけれども,全員がそうなるという保証ができるかということだと思うんですね。確かにルールをつくっていくというのは,法教育研究会の報告書にありますように,子どもの主観的な判断が客観的な判断になるために,必要な経験だとは書いてあるんですね。でも,そうだとしても,ルールってなぜ必要なのか,ルールって必要かということを教材化できれば,もっとよくなるのかなと感じました。

以上です。

# 土井座長 どうもありがとうございます。

ルールづくりの点について,先ほどとの関連でも,なぜルールが必要なのかという点ですね。自由な社会においても,ルールが要求される必要性,そういうものを踏まえて検討していく必要があるのではないかという御指摘をいただきました。それから,全体の授業計画の点ですが,これも前回の研究会以来,議論が出ていた点なんですが,公民分野の教育,必ずしも法だけではなくて,政治あるいは経済など,大きな領域があります。その中で法教育というのが一体どういう位置付けになっていくのか,どういう関係を持って整理されるべきなのかという議論がありました。

前回の法教育研究会の報告書では,法教育の分野そのものについての構成は示してあるんですが,今日,館先生の方からお出しいただいたのは,そういう公民的分野全体の中にどういうふうに位置付けて,相互の関係を整理していくかという点に踏み込んでいただいていて,非常に重要なのではないかと思います。今後,この協議会の方でも,授業を実際に行っていただく上で,この点についても検討していく必要があるんじゃないかなというふうには考えております。

そのほか,いかがでしょうか。御意見等あればいただきたいと思います。

## 河本委員 最高裁の河本でございます。

皆さんの試みは,非常に有意義で,私も非常に感服させてもらいまして,大変勉強になりました。

1点だけ,この教育の視点の中で加えていただきたいものがあります。責任という形で論じられているのはよくわかるんですが,それが法という形で強制する必要性,これは,それぞれ立法趣旨というところに関わると思うんですけれども,法という形で強制される必要性がどういうところであって,なぜ,そのルールが法に上がっているのかという視点を入れていただくとよいのかなと。ただルールといってしまうと,鈴木委員からも御指摘がありましたが,単に道徳ということになりますし,その辺りの視点を生徒さんにわかっていただくと,また,教育の深みも出るのかなと思っています。

もちろん,強制の中身,サンクションがあるものから単なる解釈指針を示したものまで, 法律というものの中にはいろいろ規範的な効力があるんですけれども,今の要するに国会ないし議会,もしくは政令等で定まる,国家機関が背景にあるような強制的な法規範,これに高めなきゃいけないところの趣旨なり理由なりを1つ加えていただくと,非常にわかりやす いかなと思います。

土井座長 どうもありがとうございます。

先ほど来出ている点ですが、やはりルールづくりのところなんですけれども、これも研究会のときから議論があったんですが、これはかなり小学生の段階から扱えるんではないかという議論はございました。発展段階について御説明をいただいたときに、法的な問題というのをどの段階で分化させていくか。恐らく小学生に対して、これは法的なもので、これは道徳的なものでと言っても、なかなかわからなくて、何がいいことか悪いことか、くらいから始まっていく。やがて各人が道徳として、各人の責任でやらなきゃいけないことと、国家権力が強制してでも維持しなければならない、最低限のルールというものが分化していくことになってくる。

その辺をどの段階で整理させるかという議論は以前からあった点で,このルールづくりの教材については,恐らく各段階でできるんだと思うんです。小学校の段階で非常にプリミティブな形でのルールづくり,それから中学校,高校に進むにつれて,各人がモラルで守らなければいけない部分と,それから完全に合意して,担保しなければいけない部分というのを区分していかないといけない。その中に法的な部分というのが明確になってくると思います。この点も中学段階で何を教えられるかということと,全体の発展段階の中でどう位置付けていくかという議論を整理した上で,道徳,法,それから慣習等,区分していくという視点を構成していく必要があるんじゃないかなと思います。

協議会としても今後,議論を詰めていく上で,現在行っていただいているような教材の追試というものと同時に,さらに,先ほども申し上げましたが,政治や経済教育との横の相関関係,それから小学校,中学校,高校という各段階での縦のつながりというものを整理して,提示していく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

どうもありがとうございました。

ほか、何か御意見あったらいただきたいんですが。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、時間の関係もございますので、次の議題に移りたいと思います。

その次には,裁判員教材作成部会における教材作成検討の進展状況について,法務省刑事局裁判員制度啓発推進室の畑野企画官から御報告をいただければと存じます。それでは,畑野企画官,よろしくお願いいたします。

畑野企画官 畑野でございます。

本日,お配りの資料8と9に当たりますので,御覧ください。

これまでの動きにつきましては、部会になる前に1度、3月に勉強会をやりまして、そのときに視学官の大杉委員にもお越しいただき、中学校の5人の先生にもお越しいただいて、勉強会をやりました。その後、去る6月30日に第1回の部会を行いまして、今後また定期的に行っていく予定であります。

また,この検討の経過でございますが,(1)の教材の関係につきまして から までありますように,今日もお手元にあります法教育の関係のこの4つの「ルールづくり」「私法と消費者保護」「憲法の意義」「司法」という中の第4の「司法」の教材型という形の位置付けで検討してみるということも,1つの方法としてあるということを考えております。

それから,御覧のように第4の教材ということで,刑事裁判での判断の具体的な仕組みを

理解させるものとするというようなイメージであります。

それから,また として童話型,これは3匹の子豚のようなオオカミが最後,3匹目の豚を食べるために襲いかかるわけですが,それに対して対抗するために鍋に煮えたぎるお湯を入れて,そこに落としてしまうといった形の童話型のものについてが,これを人と例えた場合にどのような犯罪に当たるのかとか,それはどういうふうに処罰されるべきなのかとかという検討があり得る形で,それから体験型でありますが,模擬裁判,ディスカッション,シミュレーション等で,実際に生徒たちに体験していただくという考え方もあると検討しております。

それから、啓発資料につきましては、教材とは別の形でパンフレット型というのもあるということを最近情報で知りまして、これは、厚生労働省がハンセン病に関して、子どもたちにもわかるような内容で、差別を受けてきた歴史や実際に差別を受けてきた方々についての状況や、あるいは実際にこれを見て、今、学生としてどのように思っているかという感想などについても、入っているわけですね。そういったものについてと同じように、裁判員制度についても、実際に経験していただいた方からのコメントも入れたような冊子なども、考えられるのではないかということであります。

それから,その他の中に入れましたが,これは資料9というところに照らし合わせたものでございまして,明日なんですけれども,8月25日に教員の研修ということで中学校の先生方にお越しいただいて,この内容のように1回,法廷を傍聴していただきまして,それから裁判員制度や司法制度についての御説明をして,さらにビデオを見ていただいて,終了するというイメージでやっていく予定でございます。これは6月に第1回の部会を開いたときに,中学校の先生の方からの提案で,学校の生徒に裁判員のことについて知ってもらうことや司法のことに知ってもらう前に,まず,そもそも学校の先生自体が,十分なそういう裁判についての知識が足らない面もあるんじゃないかということで,そういう御提案もありましたものですから,それを実現するために今回,明日(8月25日),それについて実施する予定になっております。

大体,経過としては以上でございます。

土井座長 どうもありがとうございました。

ただ今の御報告の内容につきまして,御意見等がございましたら,どなたからでも結構で すので御発言ください。いかがでしょうか。

総監修の江口先生の方から何かございますか。

江口委員 内容と直接関わらないんですが、明日行われるというこの研修に、もしも時間がありましたら参加してよろしいでしょうか。時間が十分取れるかわからないんですけれども、4時半までということでしたら、2時ぐらいからであれば参加できる可能性があるかなと思います。

畑野企画官 大丈夫です。

土井座長 ほか,いかがでしょうか。

この模擬裁判,あるいはシミュレーション等,体験型の教材を作成される点についてなんですが,これがどの程度,裁判員裁判に近い形にされるのか,それともいわゆる刑事裁判一般という形でのものにされるのか,特に日本の裁判員裁判の場合は,判断の主体が裁判官と一般人の合議体になりますので,それでシミュレーションしたときに,これを子どもたちだ

けでやらせたときに,裁判官と裁判員の区別というのはないわけで,当然,全員が素人とで構成されるわけですから。そういう形でするのか,そこの役割を分担させるということになると,大人が入るかという議論になると思うんですね。法曹関係者か,よほど学校の先生方にこの事件においては,こういうこういう点で指導してくださいということをした上でやるかという,その2つが考えられるところだろうと思うんです。司法の教材の方は比較的一般的なことでやっているんですが,裁判員用に特に体験型をつくられるというときには,どちらをお考えになっておられるんでしょうか。

- 畑野企画官 基本的には、やはり刑事裁判そのものについて知っていただくということ、これを一番イメージしておりまして、確かに生徒さんだと裁判員役と裁判官役は同じですので、裁判員制度についての理解というのは、そこではないのかもしれませんが、実際に自分たちで考えてみるという事実を認定してみるとか、証拠を見てみるということについては、裁判を知っていただくとともに、裁判員になった場合の役目にもつながるのではないかなと思っております。
- 鈴木委員 今のところですが、4つの教材を研究会のときにつくらせていただいたわけですが、これとちょっと独立した形で、裁判員用というのがたぶん出てくるんだと思うんですけれども、大杉委員が退席された後で何なんですが、どういう場所で、どういうふうにやっていくことを考えられるのか。例えば、体験型模擬裁判というようなことになれば、時間数も結構あるものですから。実は、一番危惧しているのは、法教育が乗っ取られるんじゃないかと。つまり、主体の部分、例えばルールづくりであるとか憲法であるとか私法といった分野が、恐らく当面の間は、裁判員模擬裁判でやっていくんだというふうになりかねないなというふうにも、ちょっと危惧しているところがありまして、非常に必要性は感じておりますけれども、今までの司法の部分との関連性とか、その辺をもう少しつけていただけると、よろしいのかなということをちょっと思っています。

それから,今,土井座長が危惧された裁判官と裁判員の役割分担の話ですが,弁護士会などでやるときには,裁判官役も一応生徒にやっていただき,その生徒にはとにかく議論のリードをしてもらいます。法解釈とか,本来であれば裁判官がやるわけですけれども,そういう部分については大人が,何か見ている人がアドバイスをするといったくらいのサポートをしてもしようがないね,陪審員になるねと言っていますが,そんな感じの乗りでやっています。

意見のあった部分でありますが, すみません。

土井座長 司法教育の本体の部分と、それから裁判員教育の部分とをどう整理付けるかということを考えないといけないと思いますし、これも中学校段階でどの程度のことをして、高校段階でどの程度のことをするかということだろうと思います。模擬裁判の形にしても、中学校段階だったら特に役割分担を明確にしなくても、全員が裁判官か裁判員かというような役割分担でも、プリミティブにはできるだろう。ただ、高校ぐらいになってきて、あと数年後には実際に、本当に裁判員になるかもしれないという段階になってきたときには、それなりにシステムをはっきり現行に合わせて、という区分も出てくるのかもしれません。その点を整理して教材を検討していただく。どの時間で、どういう関連付けをして、どういう目的のためにこの教材があるかということを明確にしていただければ、各先生方は、それに応じてお使いになるということになるのではないかと思いますので、その辺も御議論いただければ

と思います。

それでは,今後とも教材作成の方も進めていただきたいと思いますので,よろしくお願い します。

最後の議題になりますが、大学における法教育の取組ということで、千葉大学における法教育への取組の進展状況について、羽間委員の方から御報告をいただければと存じます。それでは羽間委員、お願いいたします。

羽間委員 羽間でございます。どうぞよろしくお願いします。

私どもの学部では,法教育に関する体験的・問題解決的教育プログラムの開発,実践, そして検証までを目指していきたいというふうに思っています。

それで、本年度実施予定、もう既に実施しているものも、この中には含まれているんですけれども、何年か前から教育学部の社会科教育の教室の教員が附属小・中学校と連携して、法教育の授業実践、それから教材作成を今までしてきております。今まで取り上げてきた例は、カイワレ裁判などの行政裁判などの事例に基づいて授業を展開してきて、一定の成果を上げているんですが、これをまた継続して続けていき、司法のところに焦点を当てた授業研究をしていくということをまず1点、続けていきたいと思っております。

それから,2番目に高度情報社会と法の在り方について,あるいは司法の在り方についてという切り口で,高等学校の教科に情報という教科で,授業実践と教材作成をしていきたいというふうに考えております。これは既に始まっていまして,検討を始めています。

特に、現在、ネット上のトラブルが頻発しているわけですけれども、高等学校の情報においては、トラブルが起きたときにどうするかというようなレベルの、対処的な授業というのが比較的多くて、もう既にインターネットが普及しているわけですから、事前にそれをどんなふうに使いこなしていくか、インターネット上で必要なモラルとは何か、あるいは契約してしまったときに生じる責任はどうなのか、もし、問題のある契約をしたときに、どうしていったらいいのかといったことを広く学んでいく単元にして、インターネットの中で起きてくる問題に対して、いわゆるモラルということで解決すべき問題、あるいは契約というレベルで解決すべき問題と、それから法律的に、強制的に何らか規定していかなければいけないところは、どんなふうに区別ができるのか、すべきなのか、どんな法律が必要なのかといったところまでを検討していきたいというふうに考えております。

もう1つ,私どもの大学のいわゆる国内留学生で小学校の現職教員がいるんですけれども,その中に,高度情報社会と法の在り方,あるいは契約の在り方については,小学校の段階から教えていかなければならないという危機感を持っている教員が何人かいます。実際には,中学生になってから急にトラブルが増える,あるいは問題意識を持つような子どもが増えるというようなこともございますので,教科担任制を採っていない小学校のレベルで,その発達段階に応じた授業実践というのがどんなふうに可能かということを考えていきたいというふうに思っていまして,そして,意図的に中学を飛ばしているわけじゃないんですが,小学校と高等学校の実践を比べてみて,小学生にはこういった教育が必要だし,高校生にはこういった教育が発達段階に応じて必要だし,通じていくというようなことを比較対照しながら,真ん中の中学というところも考えていきたいというふうに考えております。

それから,3番目としましては,私どもの大学院で現職教員を主たる対象としている大学院がございます。その中に授業研究という科目があるんですけれども,後期10月1日か

ら始まりまして、15コマ続けていくわけですけれざも、その中で体験的・問題解決的な法理解と、学校現場でどんなふうな授業が実施できるか、企画できるかというようなことを半期ずっと集中して考えていって、実践まで持っていきたいと思います。この学生の中には、中学校の教員も含まれていますし、高校の先生もいますし、小学校の先生もいる、いろんなバラエティーがある方々ですし、また、社会科の先生に限っていませんので、ほかの授業の担当の教員として、どんなふうに法教育を考えていけるかというようなことを検討していきたいというふうに思っています。

それから、4番目としましては、来年度実施したいというふうに考えているんですが、来年度、第11回を迎えるディベート甲子園というのがございます。全国中学・高校ディベート選手権というのが正式名称です。全国教室ディベート連盟と読売新聞社の主催です。あと、文部科学省の学びんピックという認定事業なんですけれども、こちらと連携しまして、中高生ディベーターと考える裁判員制度というイベントをやりたいというふうに思っております。この中で中高生が模擬裁判をする、または、模擬裁判で裁判員を体験した上でディベートをするのか、あるいは法律実務家の方々の模擬裁判を見て、そしてディベートをするのか、どちらがいいだろうか、あるいは両方やった方がいいだろうかとか、いろんなことを今、考えているところです。ディベートはかなり論理的に話をしていかなければ成り立ちませんので、その準備として裁判員制度をしっかりと学んでもらえる、そういういい機会にもなるのではないかというふうに考えております。

これらを総合しまして , 児童・生徒がルールを身近なものとして捉えて , そして法感覚を身につけるように促していく授業の実践を総合的に考えていければというふうに考えております。

以上です。

土井座長 どうもありがとうございました。

法教育を教育学部において進めていただくという上での御報告でした。

私も最近,2,3の府県の教育センターでの研修に行った経験があるんですが,この法教育研究会でつくっていただいた素材ですとか,それと自分で考えた素材でやりますと,先生方にも,子どもたちと同じように必死になって議論していただくことがあったり,それ自体を議論していただくんじゃなくて,これを使って何を教えたいですかというのを議論していただくと,先ほどの実習生の先生方と同じように,必死になって議論していただくということがあります。先生方がこれだけ楽しそうに議論していただくなら,きっと子どもたちに楽しく教えていただけるんだろうなというふうには思っております。このプログラムは,非常に重要だと思いますので,今度ともどうかよろしくお願いいたします。具体的な進展があるにつれ,引き続き協議会の方で御報告をいただければと思います。

次回は,本年10月下旬に開催を予定しております。日程につきましては,改めて委員の 皆様から御都合をお伺いした上で決定することにいたします。

また,9月の第2週または第3週に新宿区立落合第2中学校で,法教育の授業が予定されていると伺っております。正式の日程はまだ決まっていないようですが,決まり次第,事務局の方から委員の皆様に御連絡をいたしますので,御都合のつく先生方は,ぜひ授業の見学にいらしていただければと思います。

それでは,本日の議事はここまでにいたしたいと思います。本日はどうもありがとうござ

いました。

午後3時15分 閉会